静岡県社会的養育推進計画について

静岡県では「社会的養護の課題と将来像」（平成 23 年７月　厚生労働省）を踏まえて、「家庭的養護の推進に向けた静岡県推進計画」（平成 27 年３月）を策定し、家庭的養護の推進に取り組んでまいりました。「社会的養護」とは、さまざまな事情により、家庭で養育されることが困難又は適当でない児童に対して、当該児童が心身ともに健全に養育されるよう里親や施設といった代替的な養育環境を提供することです。平成 28 年度の児童福祉法改正により、このような児童が家庭における養育環境と同様の養育環境、もしくは、できる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、国及び地方自治体が必要な措置を講じること（家庭的養護の推進）とされました。

この度、国の通知を受けて、静岡県が既存計画を見直し、新たな社会的養育推進計画の策定を進めてまいりました。この策定にあたっては、前計画と同様に、静岡市、浜松市の県内指定都市との協働により策定いたしましたので、下記のとおり報告します。

記

１　計画趣旨

都道府県社会的養育推進計画とは、厚生労働省通知に基づいて都道府県が策定する計画で、静岡県が策定する「静岡県社会的養育推進計画」に県内指定都市も包括されています。

これまで静岡市では「社会的養護の課題と将来像」（平成 23 年７月）を踏まえた「家庭的養護の推進に向けた静岡県推進計画」（平成 27 年３月）に沿って、家庭的養育の推進に取り組んでおり、平成 30 年度末時点で里親委託率 48.5％と全国的にも高い水準を達成しております。

今般、「「社会的養育推進計画」の策定について」（平成 30 年７月）により、平成 28 年の児童福祉法改正において明記された「家庭的養育優先の原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現するため、既存の都道府県推進計画を全面的に見直すこととされたことを受け、静岡県、静岡市、浜松市で協働し、新たな社会的養育推進計画を策定いたしました。

＜参考＞児童福祉法（抜粋）
第三条の二　国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあつては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。

２　計画作成の経緯

（１）静岡県社会的養育推進計画検討会議

令和元年　６月 21 日（金）　第一回検討会議
令和元年 11 月 18 日（月）　第二回検討会議
令和２年　２月 21 日（金）　第三回検討会議

（２）子どもの意識アンケート調査

令和元年７月～８月　里親委託措置児童や施設入所措置児童のうち、小学校４年生以上の子どもへのアンケート調査を実施

回答数 351 件（うち、静岡市から里親委託措置児童　件、施設入所措置児童 39 件）

（３）施設へのヒアリング

令和元年９月　乳児院４施設、児童養護施設 12 施設（うち、静岡市所管各１施設）

（４）パブリックコメント（静岡県実施）

令和元年 12 月 16 日（月）～令和２年１月 17 日（金）

３　計画概要

別紙「静岡県社会的養育推進計画　構成概要」のとおり

４　公表

静岡県ホームページにて公表